



平成25年11月28日

各 位

会 社 名 第 一 建 設 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 取締役社長 高 木 言 芳
(コード番号 : 1799 東証JASDAQ)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員管理本部長 中山 茂
電 話 番 号 025-241-8111

損害賠償請求訴訟の経過に関するお知らせ

平成24年4月9日付「当社に対する訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ」により開示いたしました、新潟県より提起された損害賠償請求訴訟について、経過をお知らせいたします。

平成25年11月27日付で東京高等裁判所の職権による和解勧告があり、当社は、和解勧告を受け入れる方針でありますので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解勧告に至るまでの経緯

当社が施工した朱鷺メッセ連絡通路の一部区間が落下した事故（以下、「本件事故」という。）について、平成16年9月7日付（訴状送達は17日）で、新潟県から民法第719条の「連帯して全部の責任を負う」共同不法行為を根拠法令として工事の設計、工事監理、施工を行った関係6社に対して8億9千4百万円の損害賠償請求訴訟の提起がなされておりましたが、平成24年3月26日付で原告の請求を棄却する判決が下されました。

この原審での判決に対して、原告から同判決を不服として平成24年4月9日付で控訴の提起がなされました。

平成24年7月17日付で提出された控訴理由書においては、民法第415条の債務不履行責任及び同法第719条の共同不法行為を根拠法令として工事の設計、工事監理、施工を行った当社を含む関係3社に対して8億9千4百万円の損害賠償の請求がなされており、当社といたしましては、訴訟のなかで本件事故は当社の施工に起因するものではないことを主張してまいりましたが、平成25年11月27日付で東京高等裁判所の職権による和解勧告がありました。

当社は、和解勧告の内容が、本件事故は施工上の問題ではなく設計上の問題で発生したものであることが明確にされていること、提示された解決金の金額が請求額等と比較すればごくわずかな割合であることなどを考慮し、紛争を更に長引かせることなく解決する見地から、裁判所からの和解勧告を受け入れる方針であります。

2. 和解の相手方

新潟県

3. 和解勧告の概要

- (1) 当社と新潟県は、本件事故が施工上の問題ではなく設計上の問題によって発生したものであることを相互に確認する。
- (2) 当社は、新潟県に対し、本件事故の解決金として金400万円の支払義務があることを認める。
- (3) 当社は、平成26年1月末日限り、新潟県に対して、第2項の解決金を支払う。
- (4) 新潟県は、その余の請求を放棄する。
- (5) 当社及び新潟県は、当社と新潟県の間には、本件事故に関し、本和解条項に定める事項のほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

4. 今後の見通し

今後開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上